

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	蓮田市勤労青少年ホームの利用許可の取り消し		
根拠法令及び条項	蓮田市勤労青少年ホーム設置及び管理条例第12条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用許可の取消し等） 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の条件を変更し、若しくは停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 （1） 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 （2） 第9条第2項の規定による使用許可の条件に違反したとき。 （3） 第11条の規定に違反したとき。 （4） 不正な手段によって使用許可を受けたとき。 2 [略]		
処分基準設定年月日	令和6年 3月15日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。